

令和6年度広域レンタサイクル当日貸出等業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和6年度広域レンタサイクル当日貸出等業務委託

2 事業目的

つくば霞ヶ浦りんりんロードにサイクリストが多く集まる時期にあわせ、広域レンタサイクルの当日貸出業務を実施することで、利用者の利便性向上及び利用者数の増加を図る。

また、利用者の利便性及び満足度の向上に加え、各拠点における業務の簡素化のため、現在の広域レンタサイクルオペレーション業務運用における課題抽出、分析、検証を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託内容

(1) 広域レンタサイクルの当日貸出業務

ア 貸出・返却拠点

つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の施設 1か所

※受託者の提案に基づき、関係者と調整のうえ、発注者が決定する。

イ 業務内容

(ア) 当日貸出業務

- ・受託者は、上記貸出拠点において、レンタサイクル利用者からの問い合わせ対応、利用の受付及び利用者へのレンタサイクルの貸出に係る業務を行うこと。
- ・回収した（返却された）自転車の点検・整備（点検項目：車体状況（損傷等の有無）、タイヤの空気圧、ブレーキの効き具合、チェーンの回転具合、ライトの照度等）を行い、自転車の適正な管理・保管を行うこと。
- ・自転車の貸出状況の管理・実績集計
なお、自転車の貸出実績を毎月とりまとめ、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局へ翌月10日までに報告すること。

(イ) アンケート調査・集計

- ・利用者に対して、利用した理由、満足度、改善してほしい点等を問うアンケートを実施し、結果の集計を行うこと。
- ・アンケートの設問については、委託者と協議のうえ設定する。

ウ 貸出日時

令和6年10月から11月の土日祝日 午前9時～午後4時まで

※上記を原則とするが、双方協議の上、決定することとする。

エ 貸出料金

- ・現在の広域レンタサイクルの利用料金を基に、周辺の同業者や利用者にとっての適正価格を考慮し、提案すること。
- ・実際の貸出料金については、上記提案等を基に、委託者が決定する。

(2) 広域レンタサイクル事業運用における分析、検証及び提案

ア 業務内容

- ・受託者は、広域レンタサイクルを円滑に運営していくため、広域レンタサイクルを効果的に運営する上でのノウハウや課題の共有等を図る。
- ・レンタサイクル利用者の属性、レンタサイクル稼働率、その他の情報を整理し、その情報から得られた利用者のニーズを分析し、現状における利用者からの課題及び原因等を調査すること。
- ・受託者及び貸出拠点がレンタサイクル運営を行う過程で生じた課題及び原因等を調査すること。
- ・上記の利用者及び受託者、貸出拠点を対象にした調査の結果を踏まえて、レンタサイクル運営における効果、課題及び改善策等を整理し、次年度の広域レンタサイクルオペレーション業務内容に反映できる内容を提案することとする。

なお、提案には、以下の事項を最低限記載すること。

- ・適正な保有台数
- ・貸出日及び貸出時間
- ・レンタサイクル利用データの取得方法
- ・その他、検証に参考となる事項

イ 実施期間

上記「3 委託期間」の中で実施すること。

※当該業務については、利用者のニーズに応えるため、十分な人員及び業務の準備が必要となることから、運営体制（配置人員や業務スケジュール等）を提案書に明記すること。

※上記（1）、（2）を基本とするが、受託者の提案でより効果を高める事業を行う場合には、これを妨げないものとする。

5 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」を準用するとともに、個人情報の保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、成果品にかかる著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、本業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用負担は受託者が責任を持って行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 成果品等

(1) 成果品

- ①業務実施報告書
- ②利用者アンケート等の写し
- ③業務の履行状況がわかる写真 (JPG 等)
- ④上記①～③の電子データ (CD、DVD 等により提出) 1 式

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 号
つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局
(茨城県県民生活環境部スポーツ推進課内)

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (3) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。